

議案第24号 牧之原市公民館条例を廃止する条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

公民館事業は新年度から市全域において、生涯学習事業として実施していくとして、公民館を廃止するものである。それは市から榛原地区各区に委託し実施している生涯学習事業と概ね同様の内容だからということである。しかし、公民館の目的は社会教育法第20条で規定されており、その機能は「住民の生活」「学術や文化」「教養」「健康」「情操」「生活文化」「社会福祉」等、幅広い観点から寄与することを目的としている。このことから、生涯学習事業を展開する「コミュニティセンター」とは基本的に違うと解せる。

- 1 公民館事業から生涯学習事業に変えていく理由が、「概ね同様の内容」ということだけでは根拠が不十分ではないか。
- 2 全国公民館連合会では、公民館の理念として「人間尊重の精神」「生涯教育の態勢の確立」「住民の自治能力の向上」を挙げている。むしろ榛原地区も公民館活動に切り替えても良いのではないか。
- 3 制度変更については地域住民の合意が重要であるが、議論を尽くしたとは言えないのではないか。議会では平成29年2月に「相良公民館の存続を強く求める請願」を採択したが、行政において尊重されることなく廃止された。その後は公民館の廃止について、本件に至るまで議会には説明がなく、議論はされてこなかったと認識している。議会や市民への丁寧な説明や合意形成をどのように考えているか。

議案第25号 牧之原市萩間コミュニティセンター条例の制定について

1. 12番 太田 佳晴 議員

使用料及び使用料の減免について定めた第5条、第6条の規定は、牧之原市公民館条例に定められていた使用料及び使用料の減免についての規定と全く相違ないが、今まで萩間公民館を使用してきた利用者の使用料については変わらないと理解していればいいのか。

議案第26号 令和6年度牧之原市一般会計予算

1. 12番 太田 佳晴 議員

牧之原市、御前崎市、吉田町の2市1町を対象エリアとする新火葬場整備計画については、令和5年12月20日の全員協議会にて「令和6年1月には、関係市町と覚書の締結をしていきたいと考えている」との報告があった。その後、2月16日の全員協議会において市長から、「覚書細部の調整などを行っているところである。なるべく早い時期での締結を考えている。」との報告があったが、22日の今定例会初日に、令和6年度の当初予算(議案第26号 令和6年度牧之原市一般会計予算 第2表 債務負担行為)として、関係市で調整が整っていないとされていた新火葬場整備に関する建設経費が計上されていることに大きな疑問を感じた。

同日17時半過ぎになり、覚書について、議会事務局を通して「吉田町とは2月20日に締結、御前崎市とは2月22日に締結」との連絡があったが、覚書締結のスケジュールや具体的な内容等について、議会への説明は一切されていない。

本来、関係する市町間で締結された正式な覚書をもとに上程すべき予算であるが、当該手続きを経していない予算である以上、私は一旦取り下げべきと考える。

議会への説明責任の不備について、また予算計上の妥当性についてどのように考えているのか、明確な説明を求める。

議案第33号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

1. 14番 大石 和央 議員

1 経緯の詳細説明を求める。

市所有保安林の管理及び相手方所有者の住宅管理の状況。また、昨年10月までなぜ事故を放置していたのか。

2 損害賠償額は妥当なのかその理由。

3 市(旧両町)の所有物件で過去類似の事故はなかったか。また、事故発生の恐れがある箇所はないか。